

## 介護施設 ICT 導入 Q&amp;A

(問1) 補助対象となる介護ソフトの要件は。

(答)

記録業務、情報共有業務(事業所内外の情報連携含む。)、請求業務を転記不要(一気通貫)で行うことが可能となっている介護ソフトであること。

また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により転記不要(一気通貫)となる場合も対象とする。

(問2) 既に介護ソフトによって転記不要(一気通貫)となっている場合は、補助を受けられないのか。

(答)

既に介護ソフトによって転記不要(一気通貫)となっている場合に限り、タブレット端末やバックオフィス業務(業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務)用のソフト等を導入することのみも対象とする。ただし、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること。なお、介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレットに、職員の出勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。

(問3) 本事業で導入するタブレット等を職員のシフト調整等のバックオフィス業務やオンライン面会等、転記不要(一気通貫)と関係ない業務にのみ使用する場合は補助対象となるのか。

(答)

本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が転記不要(一気通貫)になっていない介護事業所が ICT を導入することで業務負担軽減することを主目的としているため、バックオフィス業務やオンライン面会にのみ使用する場合は補助対象外である。

(問4) 本事業で導入したタブレット等をバックオフィス業務やオンライン面会等、転記不要(一気通貫)と関係ない業務に使用することは可能か。

(答)

本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が転記不要(一気通貫)になっていない介護事業所が ICT を導入することで業務負担軽減することを主目的として想定

している。本事業により導入したタブレット端末は、本来は転記不要（一気通貫）を実現するために使用されるべきものであるが、過去に本事業による補助を受けたかどうかに関わらず、転記不要（一気通貫）が実現できていれば、以下の形態により、補助的にバックオフィス業務やオンライン面会に使用して差し支えない。

- ・バックオフィス業務やオンライン面会用のソフトウェアを併せて本事業で導入する
- ・本事業以外で導入したソフトウェアをインストールする

（問５）年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から１年間か、それとも当該年度末までか。

（答）

リースの場合には、一定期間ごとにリース代の支払いが想定されるが、当該年度中の経費を補助対象としているため、当該年度の３月末までの経費が対象となる。

（問６）介護ソフトの５年間の使用权（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の３月末までの経費を補助対象経費とすべきか。

（答）

使用权（ライセンス）購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、初年度に全額を補助対象経費として扱って差し支えない。

（問７）対象事業所は「介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）」とあるが、総合事業（通所型サービスＢ等）の事業所も対象として良いのか。

（答）

介護給付及び介護予防給付の対象ではない総合事業の訪問型サービス又は通所型サービス（以下単に「総合事業」という。）を行う事業所は、「介護事業所」に含まれず、本事業の対象外となる。

なお、指定訪問介護又は指定通所介護等と総合事業を一体的に実施している場合であって、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で導入した機器を当該総合事業において使用することにより業務効率化が図られる場合には、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で導入した機器を当該総合事業において利用することは可能である。

(問 8) 同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人保健施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれ独立した 1 事業所として計 2 事業所として計算すべきか。それとも併設されているので 1 事業所とすべきか。

(答)

指定ごとに 1 事業所としてカウントするため、併設されている場合は 2 事業所と計算されたい。効率的な運用を前提として機器を共用・流用することは差し支えないが、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、2 つの事業所を対象に補助をした目的に反するような運用にならないようご留意いただきたい。

(問 9) 1 月の包括報酬となっているサービス（定期巡回・随時対応型 訪問介護看護等）においては、サービス利用表（提供表）に訪問回数を記載するわけではないため、介護ソフトによってはサービス提供 1 回（1 日）の記録と請求が直接リンクせず、転記不要（一気通貫）にすることによりサービス利用表（提供表）が見つらく業務が複雑化してしまう場合がある。このような場合でも、転記不要（一気通貫）の要件は必要となるか。

(答)

包括報酬型であるなどサービス利用毎の記録業務と請求業務が結びつかないような場合であって、記録業務と請求業務を転記不要（一気通貫）とすることで逆に請求業務が複雑化するような場合においては、例外的に転記不要（一気通貫）の要件を求めないものとする。なお、業務効率化の観点から、可能な限り、転記不要（一気通貫）となる介護ソフトの導入を検討されたい。

(問 10) Wi-Fi の環境整備のみでも補助対象となるか。

(答)

Wi-Fi 環境整備のみに対する補助は行っていない。介護記録機器の導入に伴う Wi-Fi 環境整備が補助対象である。

(問 11) 転記不要（一気通貫）の要件について、1 つのソフトでなく複数のソフトを連携させて結果的に転記不要（一気通貫）になる場合にも対象としてよいか。

(答)

お見込みのとおり、1 つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要になるのであれば対象となる。また、複数の介護ソフトを連携させるソフトウェアも本事業の対象として差し支えない。

既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により転記不要（一気通貫）となる場合も対象となる。